



冬休み突入まで残り1週間。今年の良き締めくくりに向けて、  
日々の学校生活、そして、自分の言動をもう一度見つめ直してみましょう!

(第3種郵便物認可) 長

## 佐世保市立中でのいじめ

### 尻にポンプ被害生徒けが

佐世保市内の市立中学校で、11月中旬、複数の2年生の男子生徒が、1年生の男子生徒の尻門に灯油ポンプを差し、全治1週間のけがを負わせたことが学校関係者などへの取材で分かった。市教委はいじめ防止対策推進法に基づき「重大事態」と認定。1年生は精神的ショックで登校するこ

学校は発生当日に事態を把握し市教委に報告。全校集会で保護者を呼び、校内でいじめが起きたことを伝えた。

学校は、県警の捜査終了後、いじめに至った経緯などを調べる予定。校長は被害に遭った生徒に寄り添う姿勢を示している。

2022.12.11 長崎新聞の記事より



**いじめは人間として絶対に許されない卑劣な行為です!**

重大で、とても悲しい「いじめ事案」が、同じ長崎県である佐世保市内の中学校で起きてしまいました。(左図参照)

被害を受けた男子生徒は心身に大きなショックを受け、現在も登校できない状態だということです。

このいじめ事案を受けて、佐世保市教委は、いじめ防止対策推進法で定める「重大事態」と認定すると共に、長崎県警は、傷害容疑で捜査を始めています。

本校においても、「いじめは人間として絶対に許されない卑劣な行為であること」を学校の教育活動全体を通じて生徒一人一人に徹底することを基本姿勢とし、また、「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである」という認識のもと、その対策・防止に向けて、改めて強化しなければならぬと、職員と共にその決意を強くしたところです。

郡中学校では、心の通う人間関係を構築する力を生徒一人一人に育むと共に、全ての生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに今後も努めていきます。

保護者の皆様には、引き続き、本校教育活動に対するご理解とご協力をお願いします。

**SNS上における画像流出・文字による誹謗中傷**

- TikTokにおける動画投稿
- グループラインにおける画像投稿や個人を傷つける言葉の書き込み
- SNS上における個人を特定できる情報の書き込み 等々



しかし、郡中学校にも次のような実態があり、心配しているところもあるのです…

**トイレのスリッパが並んでいない!**



**声を出しての挨拶ができない!**



郡中学校としては、このように SNS 等で生徒が誹謗・中傷を受けたり、生徒の個人情報や意図的に漏洩され、著しく生徒の人権が傷つけられた場合には、被害に遭遇した生徒の人権、そして安心・安全な学校生活を守るためにも、関係機関との連携も図りながらしっかりと対応していきます。

しかしながら、このような状況に陥ることは、被害・加害の生徒、ご家族にとっても、大変不幸で残念なことです。だからこそ、学校と家庭が連携して生徒達を SNS 等の危険性から守り、正しい情報モラルを育むことはとても大切なことだと考えています。生徒達の安心・安全な学校生活を守るためにも、保護者の皆様のご理解とご協力を引き続きよろしくお願いいたします。また、お子様に気になることがあれば、いつでも結構ですので、学校の方までご相談ください。

どちらも相手を思う「思いやりの行為」なのですが…とても残念な実態です…

生徒のみなさんへ  
現在、心配している郡中学校の3つの事例をこの紙面を借りて紹介させていただきました。この3つの事例を通して、日々の学校生活、そして、自分の言動をもう一度見つめ直してみましょう! 一人一人の生徒が大切にされる「チーム郡」であるために…

※裏面に「郡中学校いじめ防止基本方針」(改訂版)を掲載しています。ご一読いただければ幸いです。

# 郡中学校いじめ防止基本方針

H26.2.19策定 R4.6.30改正

## ■いじめについての法的解釈 【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## ■いじめ防止基本方針の策定について

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく生き生きとした学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

### 【校 訓】

自主・自律・連帯・創造

### 【学校教育目標】

自ら行動、達成して感動

### 【合い言葉】

郡中ビレッジ(美・礼・時)  
チーム郡 思いを力に!

### 【目指す生徒像】

(自主) 自ら考え主体的に行動できる生徒  
(自律) けじめがあり、自らを省みる生徒  
(連帯) 自他の生命を尊重し、協働できる生徒  
(創造) 知性を身につけ、自らを磨くことで、新たな感動を創り出す生徒

### 【PTA との連携】

いじめ問題等について協議し、共有を図る機会をつくる

### 【いじめ防止対策委員会】

校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター

### 【関係機関】

SC、SSW、校医、学校評議員、民生委員など

## 【いじめの防止について】

#### □教職員

- ・事例研修会を実施するなどして、教職員の指導力の向上に努める。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・教育相談体制を整備する。
- ・基本方針の周知・評価を行う。

#### □生徒

- ・人権意識と生命尊重の態度を育み、身に付けさせる。
- ・自己肯定感を育み、身に付けさせる。
- ・自己指導能力を育み、身に付けさせる。

#### □保護者

- ・インターネットや SNS を含め、言葉や行動によって人を傷つけることの重大さを日頃から伝える。
- ・地域の様々な体験を通して、集団の一員としての力を身に付けさせる。
- ・自他の持ち物を大切に扱うことができるように育てる。

## 【早期発見】

#### □教職員

- ・観察や情報交換を日々行う。
- ・定期的なアンケート調査や個人面談等を継続的に実施する。
- ・スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。

#### □生徒

- ・誰かに相談する勇気が持てるように指導・支援する。
- ・いじめを絶対に許さないという態度を育み、身に付けさせる。
- ・困っていることや不安なことは、小さなことでも大人に相談・知らせるよう指導する。

#### □保護者

- ・子どもとの会話を多くする。
- ・服装や持ち物に気を配る。
- ・親子で何でも相談できるような雰囲気普段からつくる。

いじめを絶対に許さないという態度を持ち続けさせる。

## 【いじめに対する措置】

#### □教職員

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、いじめた側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・正確な事実確認。
- ・「いじめ防止対策委員会」へ報告し、情報を共有する。

#### □生徒

- ・「観衆」や「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるように指導・支援する。
- ・「傍観者」の立場にいる生徒もいじめていると同様であると認識させる。

#### □保護者

- ・家庭での様子を学校に知らせ、学校と連携して問題解決を図る。
- ・学校や家庭にはなかなか話すことができない状況であれば、SSWや心理・福祉等の外部専門家の活用を検討する。